破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４号
石川県輪島市町野町大川23字６番地
債務者　東　　和雄
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成３０年（フ）第２４号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕565番地の２
債務者　大栗　隆之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
山口県宇部市小松原町２丁目３番10―102号
債務者　坂野　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８３号
千葉県佐倉市弥勒町154番地９
債務者　竹井かおる
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第９１号
千葉県成田市不動ケ岡1867番地（コーポ石原３号棟）
債務者　鴻野　宏身
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第９３号
千葉県富里市七栄723番地２（コーポマルシン205）
債務者　北原みどり
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１０６号
千葉県四街道市栗山442番地
債務者　栗原喜代子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１２号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１（２棟510号）
債務者　田村　弘昭
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１４号
千葉県佐倉市新臼井田９番10号　中川荘101号
債務者　島本知惠美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１９号
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅４棟306号
債務者　橘内　光一
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２４号
千葉県印西市木刈３丁目14番地11
債務者　宮坂かをる
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３４号
岡山県倉敷市玉島黒崎6150番地５、旧住所岡山県倉敷市浦田2510番地５
債務者　原田　敬司
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３１０号
埼玉県幸手市緑台１丁目74番８号　シティハイムグリーンヒル101
債務者　木藤古麻里
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６７号
埼玉県戸田市笹目２丁目18番地の17　ラ　プリマヴェーラ102号室
債務者　竹上　浩子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０５号
さいたま市南区太田窪４丁目12番５号
債務者　荒澤　　泉
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４４号
さいたま市西区大字佐知川35番地６
債務者　門間　百栄
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４２号
埼玉県蓮田市蓮田２丁目11番地　ファミーユ小林Ｅ―103号
債務者　竜口　勝志
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係